

令和2年門審第34号

裁 決
漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和元年11月30日03時15分

福岡県船越漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 12トン

登 録 長 14.93メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 389キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機を、右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した、ごち網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、令和元年11月30日02時50分船越漁港を発し、同漁港内で製氷を積み込んだのち、操業の目的で、船首0.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、福岡県小呂島付近の漁場に向かった。

ところで、船越漁港港口には、南方に伸びる東防波堤及び東方に伸びる南防波堤（以下「南防波堤」という。）がそれぞれ築造されていた。また、南防波堤東端には、光達距離5.5キロメートル緑色3秒1閃光の簡易標識灯が設置されていた。

a受審人は、操舵室右舷側の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、甲板員が操舵室前部の船室で休憩するなか、03時13分半少し過ぎ加布里港西防波堤灯台から282度（真方位、以下同じ。）1.6海里の地点で、針路を船越漁港港口に向く143度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、03時14分半少し過ぎ加布里港西防波堤灯台から279度1.5海里の地点に達したとき、うっすらと視認できた南防波堤東端至近を通過するつもりで、右舵10度をとって右転を開始した。

右転を開始したとき、a受審人は、ボールペンが操舵室の台上から床に落ちたことに気付き、その後緩やかに右転しながら南防波堤に向かって続航する状況であったが、ボールペンを探すことに気をとられ、目視により同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、ボールペンを探しながら進行し、03時15分加布里港西防波堤灯台から277度1.5海里の地点において、Aは、船首が220度を向いたとき、原速力のまま、その右舷船首が南防波堤東端に衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、右舷船首外板に破口を伴う亀裂等を生じたが、のち修理され、南防波堤は、同防波堤東端に擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、船越漁港において、出航中、船位の確認が不十分で、南防波堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、船越漁港において、出航中、うっすらと南防波堤東端が視認できたことから、南防波堤に向かって進行することのないよう、目視により同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操舵室の床に落ちたボールペンを探すことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに右転しながら南防波堤に向かって進行する状況に気付かずに同防波堤東端への衝突を招き、船体及び防波堤に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月8日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 山 本 哲 也

審判官 栞 原 和 栄

審判官 前 田 昭 広